

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十八号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する

条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成十四年広島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（開発行為の許可の対象として指定する区域）</p> <p>第二条 法第三十四条第十一号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める区域（政令第二十九条の九各号に掲げる区域（知事が別に定める区域を除く。以下同じ。）を除く。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>イ 市街化区域との境界から一キロメートル以内で規則で定める区域</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（法第三十四条第十二号の規定により条例で定める開発行為）</p> <p>第四条 法第三十四条第十二号の規定により条例で区域（政令第二十九条の九各号に掲げる区域を除く。）、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、市街化調整区域で行う土地の面積が千平方メートル未満の開発行為であつて、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一一五（略）</p> <p>（政令第三十六条第一項第三号ハの規定により条例で定める建築物の新築等）</p> <p>第五条 政令第三十六条第一項第三号ハの規定により条例で区域（政令第二十九条の九各号</p>	<p>（開発行為の許可の対象として指定する区域）</p> <p>第二条 法第三十四条第十一号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める区域（政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域を除く。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>イ 市街化区域との境界から一キロメートル以内で規則で定める距離までの区域</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（法第三十四条第十二号の規定により条例で定める開発行為）</p> <p>第四条 法第三十四条第十二号の規定により条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、市街化調整区域のうち政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域以外の区域で行う土地の面積が千平方メートル未満の開発行為であつて、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一一五（略）</p> <p>（政令第三十六条第一項第三号ハの規定により条例で定める建築物の新築等）</p> <p>第五条 政令第三十六条第一項第三号ハの規定により条例で区域、目的又は用途を限り定め</p>

に掲げる区域を除く。)、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更(以下「新築等」という。)、又は第一種特定工作物の新設は、市街化調整区域で行う敷地の面積が千平方メートル未満の建築物又は第一種特定工作物の新築等又は新設であつて、次の各号に掲げるものとする。

一―五 (略)

る建築物の新築、改築若しくは用途の変更(以下「新築等」という。)、又は第一種特定工作物の新設は、市街化調整区域のうち政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域以外の区域で行う敷地の面積が千平方メートル未満の建築物又は第一種特定工作物の新築等又は新設であつて、次の各号に掲げるものとする。

一―五 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第二条、第四条及び第五条の規定は、この条例の施行の日以後にされる許可の申請から適用し、この条例の施行の日前にされた許可の申請で、この条例の施行の際現に許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、なお従前の例による。